（よ）

局	ヨーヴチンキ「ヤクハン」	10mL

（ら）

	ラベンダー油	1mL

（り）

局	流動パラフィン「ヤクハン」	10mL

（れ）

局	0.1％ヤクゾール水	0.1％10mL
局	0.05％ヤクゾール水	0.05％10mL
	0.02％ヤクゾール水	0.02％10mL
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「トーワ」	0.5％1mL
局	レボフロキサシン点眼液0.5％「マイラン」	0.5％1mL

別表第3

第1部　注　射　薬

品名	規格単位
（え）	
ＦＤＧスキャン―ＭＰ注	10MBq
ＦＤＧスキャン注	10MBq
（む）	
無水エタノール注「フソー」	5mL1管
無水エタノール注「マイラン」	5mL1管

第2部　外　用　薬

品名	規格単位
（あ）	
アイノフロー吸入用800ppm	

第3部　歯科用薬剤

品名	規格単位
外用薬	
〔根管治療剤〕	
アンモニア銀液	
カルビタール	
キャナルクリーナー歯科用液10％	
クリアエフシー	1mL
クレオドン	
サホライド・ＲＣ液歯科用3.8％	
歯 歯科用アンチホルミン	
歯科用ホルマリンクレゾール	1mL
歯科用ホルムクレゾール「村上」	
歯 水酸化カルシウム	
ネオクリーナー「セキネ」	
ペリオヴン	
ホルマリン・グアヤコールＦＧ「ネオ」	
ホルムクレゾールＦＣ「ネオ」	
ホルモクレゾール歯科用消毒液「昭和」	
メディコール	
モルホルミン歯科用液	
ヨーヴヨーヴ亜鉛カントップ用消毒液「昭和」	
〔鎮痛・鎮静消毒剤〕	
キャンフェニック「ネオ」	
クロロフェン	
サホライド液歯科用38％	
歯科用カルボール	
局 歯科用フェノール・カンフル	
村上キャンフェニック	
〔覆罩剤〕	
ネオダイン	
パルパックＶ	
〔軟組織消炎剤〕	
クロル亜鉛液	
局 歯科用ヨーヴ・グリセリン	
ネオグリセロール	
ヨードグリコールパスタ「ネオ」	
〔象牙質知覚過敏鈍麻剤〕	
Ｆバニッシュ歯科用5％	
ダイアデンヴ歯科用ゲル5％	
〔齲蝕抑制剤〕	
バヴラー　フローデンフォームＡ酸性2％	
バヴラー　フローデンフォームＮ	
弗化ソーダ液	
弗化ナヴリウム液「ネオ」	
フルオール液歯科用2％	
フルオール・ゼリー歯科用2％	2％1ｇ

別表第4から別表第7までを削る。

○厚生労働省告示第五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十一条第一項の規定に基づき、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第一第二部通則8に係る規定は平成二十六年七月一日から適用し、この告示による改正後の別表第一区分番号Ｆ１００の１、区分番号Ｆ２００の注２、区分番号Ｆ４００の１及び区分番号Ｉ００２―２の注２に係る規定は平成二十六年十月一日から適用し、この告示による改正後の別表第一区分番号Ａ０００の注３、区分番号Ａ１００の注３、区分番号Ｆ１００の注８、区分番号Ｆ２００の注４、区分番号Ａ２１２の注４、区分番号Ｆ４００の注２、第二章第十部の通則16及び区分番号Ｋ９３９―５の注２に係る規定は平成二十七年四月一日から適用し、平成二十六年三月三十一日において現にこの告示による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一区分番号Ａ１００の注８及び注９、区分番号Ａ１０４の注６、区分番号Ａ１０５、区分番号Ａ３０８―２並びに区分番号Ａ３１７の注９から注11までに係る規定については、同年九月三十日までの間、なお効力を有するものとし、同年三月三十一日において現に旧算定方法別表第一区分番号Ａ３０１―２に係る届出を行っている病室におけるハイケアユニット入院医療管理料の算定については、平成二十七年三月三十一日までの間、なおその効力を有するものとする。

この場合において、旧算定方法別表第一区分番号Ａ１００の注８中「939点」とあるのは「966点」と、「790点」とあるのは「812点」と、区分番号Ａ３０８―２の亜急性期入院医療管理料１中「2,061点」とあるのは「2,119点」と、亜急性期入院管理料２中「1,911点」とあるのは「1,965点」と、同区分の注２中「それぞれ1,761点又は1,661点」とあるのは「それぞれ1,811点又は1,708点」と、区分番号Ａ３１７の注９中「1,661点」とあるのは「1,708点」と、区分番号Ａ３０１―２のハイケアユニット入院医療管理料中「4,511点」とあるのは「4,584点」とする。

平成二十六年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久